

☆障害者総合支援法対応☆

指定就労継続支援（B型）  
利 用 契 約 書  
暴力団など反社会勢力の排除及び  
契約の解除等に関する確約書  
個人情報使用同意書  
重要事項説明書



契約日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

利用者 \_\_\_\_\_ 様

運営主体：社会福祉法人ヘルプ協会

事業所：のつくおん

**072-777-3532**

# 私たちは 協同と共生の福祉を 実践していきます



## ヘルプ協会の福祉ネットワーク

### ① 在宅複合型施設ぐる～りあ

〒664-0891 伊丹市北園1丁目19番1

法人本部 072-777-0765

特別養護老人ホームぐる～りあ 072-777-0573

ぐる～りあショートステイ 072-777-0573

ぐる～りあデイサービス 072-777-0526

ぐる～りあ訪問介護事業所 072-777-3572

ぐる～りあ居宅介護支援事業所 072-777-0523

緑丘・瑞穂地域包括支援センター 072-777-3652

### ③ ぐる～りあ東野サービス付き高齢者向け住宅

〒664-0004 伊丹市東野1丁目6番地

072-779-5335

### ④ のつくおん

〒664-0023 伊丹市中野西3丁目23番地

サンピエール中野1階西事務所

のつくおん 072-777-3532

### ⑤ グループホームの～さいど

〒664-0836 伊丹市北本町2丁目79番地

の～さいど 072-779-5358

### ② ぶる～む

〒664-0887 伊丹市南野北1丁目3番44号

南野ローズヴィラ102

訪問介護事業所ぶる～む 072-779-9300

ぶる～むデイサービス 072-779-9311

ぐる～りあ相談支援事業所 072-777-7874

## － 目次 －

利用契約・重要事項説明・同意書、署名欄	1 ページ
利用契約約款	4 ページ
暴力団等反社会勢力の排除及び 契約の解除等に関する確約書	12 ページ
個人情報保護に関する基本方針	11 ページ
個人情報の利用目的	12 ページ
個人情報使用同意書	13 ページ
重要事項説明書	14 ページ

### ☆代理人または立会人等

#### (1) 代理人とは

代理人は、法律上の権利・義務を発生させる行為（法律行為）を、本人のために、本人に代わって行う。

##### ①任意代理人

本人と代理人との約束によるもの。第三者は代理人に代理権があることや代理権の範囲については、委任状で確認する必要がある。また、任意後見制度における任意後見人も任意代理人である。

##### ②法定代理人

家庭裁判所で後見人等の選任を受ける場合や、未成年者の場合の親権のある父母等。成年後見制度における後見人等は登記制度によって公示されることとなり、確認は、「登記事項証明書」を添付してもらうことにより行う。

(2) 代理人欄に署名押印があっても、利用者本人を特定するために、利用者の住所・氏名は必要であるが、押印は不要。

#### (3) 利用者本人が署名できない場合

利用者の意思に従って契約を結ぶときに、署名のみを代行することは可能である。

その際には利用者の住所、氏名、押印とともに、署名代行であることの明記と署名代行者の住所、氏名、押印が必要になる。署名代行の場合、代行者は本人の指図に従って本人の意思を表示しているにすぎず、利用者に意思能力があることが前提になる。

#### (4) 立会人等

契約の主体は利用者であることが原則だが、契約に際して支援が必要な利用者について同意権を持つ保佐人等がいる場合は、本契約に同意する旨の記載をし、署名・押印をする。また、利用者本人と事業者との契約に立ち会った人がいる場合も（福祉サービス利用援助事業の生活支援員等）、その確認のために署名をしてもらうことが望ましい。

# 指定就労継続支援（B型）サービス

## 利用契約および重要事項説明

下記の枠内に記載の利用者若しくは利用者の代理人と事業者とは、利用者が事業者から提供される指定就労継続支援（B型）サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、指定就労継続支援（B型）サービス利用契約約款のとおり契約を締結します。

契約にあたり、事業者は利用者若しくは利用者の代理人に対して重要事項説明書に基づき説明を行い、利用者若しくは利用者の代理人は重要事項の説明を受けました。

利用者と事業者とは、この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、各1通ずつ保有するものとします。

－記－

重要事項説明年月日	年 月 日
契約締結年月日	年 月 日
個人情報使用同意年月日	年 月 日

事業所	法人名	社会福祉法人ヘルプ協会
	所在地	兵庫県伊丹市北園1丁目19番1
	代表者名	理事長 田中喜代子 印
	事業所名	のつくおん
	所在地	兵庫県伊丹市中野西3丁目23番地 サンピエール中野1階西事務所
	管理者名	管理者 頼本るり子 印
	障害種別	身体、知的、精神
	指定番号	第2813300510号
	重要事項説明者名	印

指定就労継続支援(B型)サービスの利用にあたり、サービス利用契約約款及び重要事項説明書について、説明を受け、内容を確認し、個人情報利用目的の範囲内で個人情報使用同意書及び暴力団等反社会的勢力の排除についての説明を受け、記載の事項について同意いたしました。

### 契約者（利用者）

住 所			
氏 名			

### 家族代表者

住 所			
氏 名		続 柄	
電 話			
該当するもの全てに ○印をお付け下さい	署名代行者	代理人	法定・任意後見人 立会人 緊急連絡先 身元引受人 その他（ ）

### 署名代行者

契約者（利用者）は署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わって、その署名を代行します。			
<input type="radio"/>	家族代表者が署名代行者の為、省略		
住 所			
氏 名		続 柄	

### 立会人又は家族

住 所			
氏 名		続 柄	

**\*オプション条項\***

<p>契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意する場合は、記名押印願います。</p>			
住 所			
氏 名		続 柄	
電 話			
区 分	法定代理人 (                      )	任意代理人 (                      )	

**契約者（利用者）が指定する緊急連絡先**

<p>事故が発生した場合には、契約者のご家族に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害防止を図るなど必要な措置を講じます。</p>			
主治医	名 称		
	医師名		
	住 所		
	電 話		
第 1 連絡 家 族 親 族	<input type="radio"/> 家族代表者が第 1 緊急連絡先の為、省略		
	氏 名		続 柄
	電 話		
第 2 連絡 家 族 親 族	<input type="radio"/> 家族代表者が第 2 緊急連絡先の為、省略		
	氏 名		続 柄
	電 話		

# 指定就労継続支援（B型）サービス 利用契約約款

## 第1条（契約の目的）

- 1 この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者について、一般就労等への移行に向けて支援するために事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結日から契約者の障害福祉サービス支給決定期間満了日までとします。ただし、契約期間の満了日以前に、契約者が支給量の変更の認定をうけ、障害福祉サービス支給決定期間の満了日が変更された場合には、変更後の障害福祉サービス支給決定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の3ヶ月前までに契約者から文書によって契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合、かつ契約者の障害福祉サービス支給決定期間の満了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の障害福祉サービス支給決定期間の満了日までとします。この更新後における契約期間中に、契約者の支給量等の変更があった場合の契約期間は、第1項ただし書と同様の取扱とします。

## 第3条（個別支援計画の作成）

- 1 サービス管理責任者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議を経て個別支援計画を作成します。
- 2 個別支援計画については、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し内容の確認ならびに記名捺印を受けるものとします。
- 3 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更についてはその内容を記した書面を利用者に交付・説明し内容の確認ならびに記名捺印を受けるものとします。

## 第4条（サービスの内容）

- 1 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。尚、個別の契約内容については別紙のとおり契約をします。
- 2 サービスの提供は、事業所の生活支援員等の従事者が当たります。
- 3 サービスの提供に当っては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。
- 5 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

#### **第5条（利用料金）**

- 1 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める額。但し軽減等が適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、訓練等給付費等については、事業者が市町から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。
- 2 事業者は、利用者が訓練等給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金の請求をします。
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者は、訓練等給付費体系の変更があった場合、利用者負担額を変更できるものとし、尚、変更した場合は、その旨を記載した文書を利用者に通知するものとします。

#### **第6条（利用料金の支払い等）**

- 1 利用者は、前条に定める利用料金を月ごとに支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書に明細書を付して、翌月20日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、前項により請求のあった当月の利用料金の合計額を、翌月末日までに、原則として自動口座引き落としの方法（郵便振替）で支払います。
- 4 訓練等給付費対象外サービスでその費用が利用者個人の消費にかかるものは、その都度精算するものとします。
- 5 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に領収証を発行します。

#### **第7条（生産活動及び就労に向けての支援と工賃の支払）**

- 1 事業者は、個別支援計画において生産活動の内容や職場実習の実施、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援の内容を定め、利用者に対して生産活動及び就労に向けての支援の機会を提供します。
- 2 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。
- 3 作業時間、作業量が利用者に過重な負担とならないように配慮します。
- 4 生産活動や就労に向けての支援の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消化設備など安全に配慮します。
- 5 事業者は、生産活動及び就労に向けての支援（職場実習等）における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事された利用者に支払います。
- 6 公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら就労に向けての支援を行います。



## 第8条（他のサービス提供者との連携）

- 1 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

## 第9条（説明義務）

- 1 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

## 第10条（相談及び援助）

- 1 事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

## 第11条（健康管理）

- 1 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置を講じます。
- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持の為の適切な支援を行います。

## 第12条（安全配慮義務）

- 1 事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

## 第13条（緊急時の援助）

- 1 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合には、協力医療機関又は利用者の指定する医療機関に連絡を取る等必要処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。
- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

## 第14条（身体拘束の禁止）

- 1 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

## 第15条（虐待防止のための措置）

- 1 事業者は、利用者身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	施設長	竹下 千晴
虐待防止に関する担当者		頼本 るり子

## 第16条（守秘義務）

- 1 事業者及びその従業者は、指定就労継続支援（B型）サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各項について事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
  - イ. 事業者が区市町村若しくは区市町村が支払委託した場合の支払事務受託法人に障害福祉サービス費を請求する場合。
  - ロ. 事業者が障害福祉サービス費を請求する際にセキュリティ対策を万全に行ったうえで、利用者の個人情報をオンライン処理により用いる場合。
- 4 事業者は、職員が退職後、在職中知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

## 第17条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

## 第18条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、指定就労継続支援（B型）サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第19条（利用規則の遵守）

- 1 利用者は、事業所での利用規則を守るように努めます。

## 第 20 条（利用者の事業所利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所をその本来の用途に従って、利用するものとします。

## 第 21 条（契約の終了事由）

- 1 利用者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。
  - (1) 利用者が死亡した場合。
  - (2) 利用者が施設に入所した場合
  - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合。
  - (4) 事業者の滅失や重大な毀損により、指定就労継続支援（B型）サービスの提供が不可能になった場合。
  - (5) 事業者が指定就労継続支援（B型）事業所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
  - (6) 第 22 条もしくは第 23 条に基づき本契約が解約された場合。
- 2 利用者の指定就労継続支援（B型）についての障害福祉サービスの支給決定が取り消された場合、もしくは障害福祉サービス支給期間終了に伴い障害福祉サービス支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することができるものとします。

## 第 22 条（利用者からの契約解除）

- 1 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解約することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。
  - (1) 事業者が正当な理由なく指定就労継続支援（B型）サービスを提供しない場合。
  - (2) 事業者が第 16 条に定める守秘義務に違反した場合。
  - (3) 事業者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
  - (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合。

## 第 23 条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、30日以上予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。
  - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に

これを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- (2) 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
- (3) 第6条に基づき利用者が事業者を支払うべき指定就労継続支援（B型）サービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて催促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合。
- (4) 利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

#### 第24条（契約の終了に伴う援助）

- 1 本契約が終了し、利用者が事業所を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。
  - (1) 適切な医療機関または指定障害福祉施設等の紹介。
  - (2) 他の指定就労継続支援（B型）事業者の紹介。
  - (3) その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介。

#### 第25条（損害賠償）

- 1 事業者は、指定就労継続支援（B型）サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。また、第16条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。
- 3 利用者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または現状に復する義務を負うものとします。なお、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

#### 第26条（身元引受人）

- 1 事業者は、利用者に対し、身元引受人を立てることを求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、本契約に基づき利用者の債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。
- 3 身元引受人は、前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。
  - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように事業者に協力すること。
  - (2) 第21条第1項第3号以下の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。
  - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置を行

うこと。

#### **第 27 条（本契約に定めのない事項）**

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### **第 28 条（裁判管轄）**

- 1 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

#### **第 29 条（暴力団等反社会的勢力の排除）**

- 1 契約者は事業者に対し、本件契約時において、契約者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 契約者は、事業者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

#### **第 30 条（暴力団等反社会勢力の契約の解除等）**

- 1 事業者は、契約者が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。
- 2 事業者が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、事業者はこれによる契約者の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第 1 項の規定により事業者が本件契約を解除した場合には、契約者から事業者に対する損害賠償請求はできない。

以上

# 暴力団等反社会的勢力の排除及び 契約の解除等に関する確約書

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この契約が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とします。

① 本件取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団関係者

エ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等

オ その他前各号に準ずる者

② 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

以 上

# 個人情報保護に関する基本方針

社会福祉法人ヘルプ協会（以下、「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

## 記

### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話：072-777-0765）までお問い合わせください。

### 4. 苦情の対応処理

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報保護に関する基本方針は、当法人のホームページ（<http://helkyo.com>）で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

2022年6月24日

社会福祉法人ヘルプ協会  
理事長 田中喜代子

# 個人情報利用目的

社会福祉法人ヘルプ協会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報保護に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

## 【利用者への介護サービスまたは障害福祉サービスの提供に必要な利用目的】

1. 法人の事業所内部での利用目的
  - ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスまたは障害福祉サービス
  - ② 介護保険事務または支援費事務
  - ③ 介護サービスまたは障害福祉サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
    - ・入退所等の管理
    - ・会計、経理
    - ・介護事故、緊急時等の報告
    - ・当該利用者の介護・医療・障害福祉サービスの向上
2. 他の介護事業者等または障害福祉サービス事業者等への情報提供を伴う利用目的
  - ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスまたは障害福祉サービスのうち
    - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
    - ・利用者に障害福祉サービスを提供する他の障害福祉サービス事業者との連携、照会への回答
    - ・その他の業務委託
    - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
    - ・家族等への心身の状況説明
  - ② 介護保険事務または支援費事務のうち
    - ・保険事務または支援費事務の委託（一部委託を含む）
    - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
    - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
  - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

1. 法人の事業所内部での利用に係る利用目的
  - ① 事業所の管理運営業務のうち次のもの
    - ・介護サービスや障害福祉サービス、業務の維持・改善の基礎資料
    - ・事業所等において行われる学生等の実習への協力
    - ・事業所において行われる事例研究等
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
  - ① 事業所の管理業務のうち
    - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を越えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

2022年6月24日

社会福祉法人ヘルプ協会  
理事長 田中喜代子



# 個人情報使用同意書

契約者署名（本書 2 ページ）\_\_\_\_\_

家族代表者署名（本書 2 ページ）\_\_\_\_\_

私（契約者）および私の家族の個人情報については、指定就労継続支援（B型）サービス利用契約における機密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内で事業者が使用することに同意します。

## 記

1. 事業者が区市町村若しくは区市町村が支払委託した場合の支払事務受託法人に障害福祉サービス費を請求する場合。
2. 事業者が障害福祉サービス費を請求する際にセキュリティ対策を万全に行ったうえで、利用者の個人情報をオンライン処理により用いる場合。
3. 事業者が関係法令等に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため行う担当者会議等において使用する場合。
4. 私（利用者）が入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し、個人情報を使用する場合。
5. 事業者が契約終了によって利用者を他の施設へ紹介するなどの援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合。
6. その他、本書 13 ページに掲載の「個人情報の利用目的」に記載する範囲内で個人情報を使用する場合。

以上

社会福祉法人ヘルプ協会

のつくおん

御中

# 指定就労継続支援（B型）サービス 重要事項説明書

## 1 事業者の概要

名称	社会福祉法人ヘルプ協会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	兵庫県伊丹市北園1丁目19番1      〒664-0891
電話番号／FAX番号	TEL 072-777-0765    /    FAX 072-777-0704
ホームページ	<a href="http://helkyo.com/">http://helkyo.com/</a>
メールアドレス	gloria@helkyo.or.jp
代表者氏名	理事長 田中 喜代子
設立年月日	設立 平成11年12月8日
法人が所有する 営業所の種類・数	<p>特別養護老人ホームぐろ～りあ</p> <p>          介護保険    地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>在宅複合型施設ぐろ～りあ</p> <p>          介護保険    訪問介護</p> <p>                          介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問介護</p> <p>                          通所介護</p> <p>                          介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所介護</p> <p>                          短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護</p> <p>                          居宅介護支援・地域包括支援センター</p> <p>          総合支援    居宅介護・重度訪問介護及び同行援護</p> <p>                          移動支援・短期入所・相談支援</p> <p>ぶる～む</p> <p>          介護保険    訪問介護</p> <p>                          介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問介護</p> <p>                          地域密着型通所介護</p> <p>                          介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所介護</p> <p>          総合支援    居宅介護・重度訪問介護・同行援護</p> <p>                          移動支援・基準該当生活介護</p> <p>ぐろ～りあ東野</p> <p>          介護保険    訪問介護</p> <p>                          介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問介護</p> <p>                          地域密着型通所介護</p> <p>                          介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所介護</p>

	<p>高齢者住宅 サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>のつくおん</p> <p>総合支援 就労継続支援（B型）</p> <p>の～さいど</p> <p>総合支援 共同生活援助</p>
--	--

## 2 事業の目的と運営の方針

名称（主たる事業所）	のつくおん
所在地	〒664-0023 兵庫県中野西3丁目23番地 サンピエール中野1階西事務所
電話番号／FAX番号	TEL 072-777-3532 / FAX 072-777-3993
メールアドレス	knock-on@helkyo.or.jp
サービス内容	指定就労継続支援（B型）
目的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
主たる対象者	身体障害者（18歳未満の者および肢体不自由者、視覚障害者並びに聴覚言語障害者を除く） 知的障害者（18歳未満の者を除く） 精神障害者（18歳未満の者を除く）
利用定員	20名
事業所番号	第2813300510号（平成20年11月1日指定）
管理者名	頼本 るり子
サービス管理責任者名	頼本 るり子
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適性かつ決めの細やかな就労継続支援（B型）のサービスの提供をします。
自己評価の実施状況	毎年一定時期に自己評価基準に基づく自己評価を実施し、指定就労継続支援（B型）事業の維持向上に努めています。
三者評価の実施状況	実施検討中
職員への 研修の実施状況	職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けています。 （1）採用時研修 採用後1カ月以内 （2）継続研修 年2回

### 3 事業所の概要

#### 3-1-1 主たる事業所（のつくおん）の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造4階建、一部2階建の1階部分
延べ床面積	88平方メートル

#### 3-2-1 主たる事業所（のつくおん）の主な設備

	備 考
訓練・作業室	作業用テーブル、椅子、結束機、長机
相談室	テーブル、椅子
多目的室	机、椅子
洗面所	洗面台
トイレ	洋式便器（男女別）
調理室	冷蔵庫、電子レンジ、湯沸しポット、ガスレンジ、給湯器
非常災害設備等	消火器、ガス漏れ警報機、火災警報機
その他	除草・清掃用草刈り機他作業用具一式

※当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

## 4 事業所の職員体制

### 4-1 職員体制

当事業所では、利用者に対して厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定就労継続支援（B型）サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

#### 4-1-1 主な職員の配置状況

（令和2年11月1日現在）

職 種	員数	常勤		非常勤		常勤換算後の職員数	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	サービス管理責任者と兼務
サービス管理責任者	1		1			1.0	
職業指導員	2			2		1.4	
生活支援員	2	1		1		1.6	
目標工賃達成指導員	1				1	1.0	

※ 常勤換算とは・・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です

#### 4-1-2 職員の勤務体制

管理者	正規の勤務時間（8：30～17：30）
サービス管理責任者	正規の勤務時間（8：30～17：30）
職業指導員	正規の勤務時間（8：30～17：30）
生活支援員	正規の勤務時間（8：30～17：30）
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間（8：30～17：30）

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して指定就労継続支援（B型）サービスを提供します。

また、サービスについて

- ・利用料金が障害福祉サービス費（訓練等給付費）から給付される場合
- ・利用料金の全額を利用者に負担していただく場合があります。

### 5-1 障害福祉サービス支給対象サービス

このサービスは、利用料金の大部分（通常9割）が障害福祉サービス費（訓練等給付費）から給付されます。

#### 5-1-1 サービスの概要（指定就労継続支援（B型））

相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ①緑化の実習 ②建物清掃の実習 ③請負作業 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
施設外就労	職員と利用者がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により5日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

## 5-1-2 サービス利用料金

	利用者の障害程度区分に応じたサービス料金から障害福祉サービス費を除いた金額（介護給付費給対象サービス利用者負担額）をお支払いください。					
<b>基本単位 定員20人以下 (7.5:1)</b>	<b>目標工賃 達成指導 員配置加算</b>	<b>福祉専門 職員配置 等加算 I</b>	<b>就労移行支 援体制加算 (I)</b>	<b>合計単位 (1日あたり)</b>	<b>合計金額 (1日あたり)</b>	<b>利用者負担額 (1日あたり)</b>
<b>643単位</b>	<b>89単位</b>	<b>15単位</b>	<b>72単位</b>	<b>819単位</b>	<b>8,656円</b>	<b>866円</b>

※ 下記の加算は、ご利用された方だけに算定されます。

	基本単位 (1日あたり)	合計金額 (1日あたり)	利用者負担額 (1日あたり)
欠席時対応加算（利用日から2営業日前までの連絡時）	94単位	993円	100円
初期加算（利用開始日から30日を限度）	30単位	317円	32円
利用者負担上限額管理加算	150単位	1,585円	159円
訪問特別支援加算	187単位	1,976円	198円

※ 合計単位数に介護職員処遇改善加算（I）として、5.4%が加算されます。

※ 合計単位数に介護職員等特定処遇改善加算（I）として、1.7%が加算されます。

※ 合計金額は、基本単位に地域加算（伊丹市10円57銭）を乗じて算出しております。

※ サービス提供に要する額として、事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費・訓練等給付費の額については、利用者に通知します。

※ 事業者は、訓練等給付費体系の変更があった場合、利用者負担額を変更できるものとします。尚、変更した場合は、その旨を記載した文書を利用者に通知するものとします。

## 5-2 障害福祉サービス支給対象外サービス

次のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担になります。

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上で、負担して頂くことが適当であるものにかかる費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けて支援のうち、負担して頂くことが適当であるものにかかる費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、利用者に負担して頂くことが適当であるものにかかる費用を頂きます。（日用品・保険衛生費・教養娯楽費等）	実費
社会生活上の便宜の供与等	利用者の状況に応じて行います。交通費や郵券・証書代、コピー代等は実費を頂きます。	実費

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明書諸書類の発行代</li> <li>・ サービス提供記録等の複写代</li> <li>・ 仕出し弁当代</li> </ul> (利用者自身で用意することが困難な場合は、弁当を注文できます。)	実 費 1 枚 10 円 400～550 円
-----	--	------------------------------

※このほか、利用者の事情により必要となる嗜好品等は、その実費について利用者の負担になります。

### 5-3 利用料金のお支払い方法

利用料・費用は、月末締めにて1か月毎に計算し、ご契約者に対して請求書を交付します。ご契約者は、これを翌月末日までに次の方法でお支払いください。

- ① 郵便局での自動振り込み（推奨）
- ② 郵便局以外の金融機関での自動振り込み

## 6 サービスの利用方法

### 6-1 サービスの利用開始

- ① 障害福祉サービス支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は障害福祉サービス支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 指定就労継続支援（B型）の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

### 6-2 サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、契約を解除し、退居して頂くことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、退居して頂くことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。



### 6-3 契約の自動終了

<p>次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。</p> <p>① 利用者が施設等に入所した場合</p> <p>② 障害福祉サービス支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）</p> <p>② 利用者が亡くなった場合</p>
---

### 7 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

設備・器具等の利用	事業所内の設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用ください。利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償して頂くことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては、貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動、政治活動、営利活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動、政治活動及び営利活動等をご遠慮ください。
その他	他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことは行わないでください。 「のっくおんでの決まりごと」をお守りください。

### 8 緊急時の対応方法

<p>利用者の容態に急変が生じた場合、その他必要な場合は、3頁に記載の緊急連絡先（主治医、ご家族）へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、主治医への連絡等が困難な場合には、事業者が契約する協力医療機関等への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。</p>		
事業者の協力医療機関と契約の内容		
名 称	伊丹市立伊丹病院	安井内科クリニック
所 在 地	伊丹市昆陽池 1-100	伊丹市北本町 1-154
診療科名		内 科
事業所・施設からの距離	1. 3km（車10分）	3. 2km（車25分）
契約の内容	<p>協力病院と以下のような契約を結び、緊急時等に対する体制を整えています。</p> <p>1 入所者の緊急な医学的治療を要する際には、迅速に入院、往診の処置を行う。</p> <p>2 日祝祭日並びに夜間についても、入所者の緊急な医学的治療を要する場合は、直ちに医学的処遇を行うため万全の体制を確保する。</p> <p>3 相互に疑義を生じたときは、双方誠実に協議善処するものとする。</p>	

## 9 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応いたします。
防火管理責任者	管理者
防災訓練	必要時行います。
防災設備	・ 消火器 2箇所 ・ 火災警報機 1箇所 ・ ガス漏れ警報機 1箇所

## 10 損害賠償について

### 10-1 事業者の責任による損害賠償

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者側に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれている心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 10-2 事業者の責任によらない損害賠償

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者（そのご家族も含む）が、本契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

## 1 1 身体的拘束等の禁止及び適正化について


- ① 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（「身体的拘束等」という）を行わない。
- ② 身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ③ 事業所は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1度以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- ④ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ⑤ 介護職員その他の職員に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

身体的拘束を防止する担当者：頼本 るり子

## 1 2 この契約に関する苦情・相談窓口及び虐待防止に関する相談窓口

### 1 2 - 1 当事業所苦情・相談窓口及び虐待防止に関する相談窓口

当施設における苦情、ご相談及び虐待防止並びに個人情報の保護に関する事項につきましては、次の専用窓口で受け付けます。

	<p>苦情受付担当者 のつくおん 頼本 るり子</p> <p>受付日 土・日曜日、祝祭日、12/30～1/3を除く毎日</p> <p>電話 072-777-3532（8時30分～17時30分受付）</p> <p>F A X 072-777-3993（24時間受付）</p> <p>Eメール knock.on@helkyo.or.jp（24時間受付）</p>
<p>苦情解決責任者</p>	<p>社会福祉法人ヘルプ協会</p> <p>施設長 竹下 千晴</p> <p>受付日 土・日曜日、祝祭日、12/30～1/3を除く毎日</p> <p>電話 072-777-0765（9時～18時受付）</p> <p>F A X 072-777-0704（24時間受付）</p> <p>Eメール mail@helkyo.or.jp（24時間受付）</p>

※苦情等（個人情報の保護に関する事項を含みます）の受付窓口は受付担当者です。また苦情解決責任者は、苦情等（個人情報の保護に関する事項を含みます）の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

## 12-2 行政機関その他苦情受付機関

伊丹市 健康福祉部 障害福祉課	兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地 電 話 072-784-8032 F A X 072-784-8036
兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	神戸市中央区坂口通2丁目1-18 兵庫県福祉センター内 電 話 078-242-6868 (10時~16時受付) F A X 078-271-1709 (24時間受付) Eメール tekiseika@hyogo-wel.or.jp (24時間受付)